

一 般 質 問 通 告 書

宇美町議会会議規則第61条第2項の規定により通告します。

令和4年8月31日

宇美町議会議長 殿

宇美町議会議員

平野 龍彦

質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>「通学路交通安全緊急対策の合同点検」の実施内容は</p>	<p>令和3年6月に千葉県で下校中の列に大型トラックが衝突し、児童が死傷する痛ましい交通事故が発生した。これを受け同年7月に国から「通学路に於ける合同点検など実施要領」が新たに示された。道路管理者、学校、交通管理者は新たな追加観点に基づきすべての通学路の合同点検を実施し、安全対策を講じることになった。</p> <p>①通学路の更なる安全対策が国から求められた。当町の道路管理者、学校などによる合同点検の対策箇所数及び内容は。</p> <p>②企業進出に伴う大型車輛の増加を受け、町道長谷～四王寺線の通学路は無数のクラックとワダチが発生し、センターラインは消え、人と車の往来を分ける歩車分離帯はない。合同点検の対象箇所にならないのか。</p> <p>③貴船ガーデンヒルズから通う子どもたちの通学路である西鉄バス宇美営業所前は、大型車輛などの交通量が非常に多い。ガードレールはなく、歩車分離帯は消えている。合同点検の対象箇所にならないのか。</p> <p>④県民の森バス停付近の通学路は、大型車輛が生コン会社へ出入りをするT字型交差点がある。横断歩道もなく一旦停止帯もない。合同点検の対象箇所にならないのか。</p>	<p>町長 教育長</p>